

図書のご案内について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、弊社では下記新刊図書を発行いたしております。

つきましては、各位好個にお役立ていただけるものと確信し、ご案内いたしますので是非この機会にお申込み賜りますようお願い申し上げます。

敬白

【図書申込書】

新日本法規出版(株)名古屋支社 営業部 行

お申込はFAXにて FAX 052-232-2775

商品コード	書名	価格(税込)	部数
【新刊書】 単行本 5100134	令和2年7月発行 実務家が陥りやすい 交通事故事件の落とし穴	3,960円 送料460円	部
単行本 5100050	平成31年2月発行 事例にみる 交通事故損害 主張のポイント	4,290円 送料460円	部

※2書籍以上お申込の場合は、送料弊社負担といたします。

◆上記書籍を代金後払いにて申し込みます。

●代金支払い方法

代金は、ご注文品に同封の請求書により郵便局または全国の主要コンビニエンスストアおよび、料金収納端末設置店にてお支払いください。

※太枠線内をご記入ください。

年 月 日	ご購入区分 庁用・社用・個人用	職業をご記入ください
〒		
ご住所		
フリガナ		
お名前 (名称)		印
TEL < > -	ご担当 (内線)	
FAX < > -		

※電話番号による登録を行いますので、必ず市外局番からご記入をお願いします。

※お申し込みいただいたお客様のお名前、ご住所などの情報は、書籍・商品のお届けやダイレクトメールなど弊社の営業活動に限ってのみ使用し、厳重に管理しております。

※お客様都合による商品の返品はできません。万一、商品の不備・不良または注文した商品と受け取った商品の相違による交換は、商品到着後1週間以内にご連絡ください。

※情報の変更・訂正・削除が必要な場合、またはダイレクトメール等がご不要な場合は下記支社までご連絡ください。

●受付時間 8:30~17:00(土日曜・祝日・年末年始・夏季休暇は除く)

(お問合せ先) 〒460-8456 名古屋市中区栄一丁目26番11号
新日本法規出版(株)名古屋支社営業部 担当:大村毅彦
TEL052-211-5787 FAX052-232-2775

支社	社員コード	No.02280	納本	請求	入金	納区	案内	記号	請区	請時
4 0 0 0	2 2 5 3	大村毅彦								

[13] 会社の従業員が業務中に交通事故を起こし、自腹で損害賠償をした場合、従業員は会社に対し求償請求できない?

Y社に所属する社員Xは、業務中に追突する交通事故を起こし、被害車両に損害を与えてしまった。XはY社に事故を報告すると昇進に不利になると思い、自腹で被害車両の修理代を損害賠償金として支払った。

この場合、Xは自ら支払った損害賠償金をY社に求償することができるか。

POINT ・民法715条における被用者から使用者への求償(いわゆる逆求償)の可否

誤認例 民法715条では使用者(会社)から被用者(従業員)に対する求償のみ規定されているから、自ら損害賠償をした従業員からは会社に対して求償請求できない。



本当は 損害賠償債務について使用者の負担部分が存在し、被用者が、自らの負担部分を超えて相手方に損害を賠償したときは、当該負担部分を超えた部分について、使用者に対し求償することができる。

解説

1 問題の所在

民法715条3項は、使用者が使用者責任の規定に基づき損害賠償債務を履行した場合に、被用者に対する求償権の行使を妨げない、と定めています。被用者が賠償義務を履行した場合における求償(いわゆる逆求償)については、民法は何ら規定を置いていません。そこで被用者から使用者に対し逆求償が可能か否かが問題となります。

2 民法715条についての理解

民法715条について通説は、使用者責任を、報償責任のほか危険責任なども根拠に加えて、被用者がした不法行為につき使用者が被用者に代わって被害者に対し損害賠償責任を負うものとして捉える立場を支持しており、代位責任説と呼ばれています。代位責任説は、あくまで「他人の行った不法行為につき負わされる責任」ですから、賠償責任の範囲は、直接の不法行為者たる被用者の負うべき範囲の枠内にとどまり、また賠償者(使用者)は、事後、直接の不法行為者たる被用者に全面的に求償し得ることになります。他方、使用者はあくまで肩代わりしているだけです。被用者側からの逆求償は認められないということになりそうです。

しかしながら、近時代位責任説に対し、①被用者の不法行為が前提となっているため被用者個人にも責任追及できることになるが、被用者は、使用者の指示に従って列車や自動車の運行など高度の危険を定型的に伴う活動に従事しているものであり、被用者について過失があることのみをもって責任の最終的な主体とするのは酷である、②報償責任の考え方からすると被用者の行為によって利益を得ている使用者が

[24] 交通事故に遭った無職の独居高齢女性は、逸失利益を請求できない?

アパートで一人暮らしをしていた事故当時67歳の無職女性Xは、交通事故に遭うまで、近所の長男宅に手料理を持参したり、次男宅に家事手伝いに行く等していたが、交通事故によって高次脳機能障害が残存し、これらの行為が不可能になった。

Xは、事故前の上記生活実態に照らし、家事労働について逸失利益を請求したが、認められるか。

POINT ・無職・独居高齢女性の逸失利益の判断基準

誤認例 被害者が無職・独居高齢女性の場合、その家事労働は自分の生活のためにしているものであるから、逸失利益は認められない。



本当は 無職・独居高齢女性であっても、他人のために家事に従事する蓋然性が認められる場合は、逸失利益が認められる余地がある。

解説

1 家事従事者の逸失利益

古くは、家事労働には現実的な金銭授受を伴わないため休業損害や

逸失利益を観念できないという考え方も存在しましたが、最高裁判例(最判昭49・7・19民集28・5・872)が「家事労働に属する多くの労働は、労働社会において金銭的に評価されるものであり、これを他人に依頼すれば当然相当の対価を支払わなければならない」と判断して以降、家事従事者にも賃金センサス(原則として女性労働者の学歴計・年齢平均賃金)により逸失利益を算定する手法が定着しました。

2 無職・独居高齢女性の逸失利益

上記最高裁判例が、家事を他人に依頼すれば、相当の対価を支払わなければならないところに家事労働の経済的価値を見いだしていることの裏返しとして、無職・独居高齢女性に関しては、他人のために家事労働をしているわけではなく、一般的に逸失利益を認めることはできません。

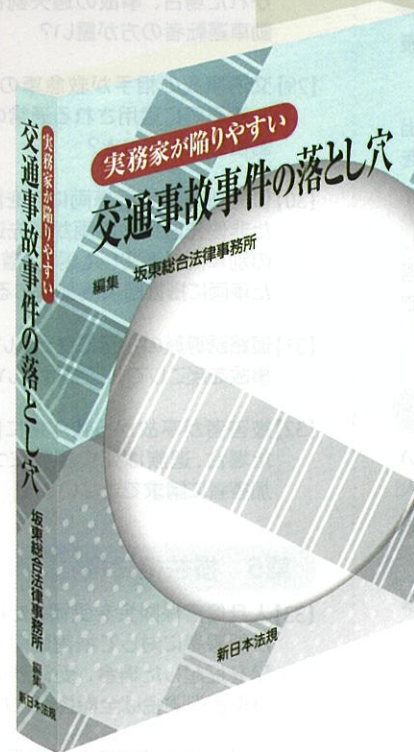
ただし、無職・独居高齢女性であっても、他人のための家事労働と評価される状況があったり、将来他人のために家事労働をする蓋然性があると認められたりする場合には、逸失利益が認められる可能性があるということになります。

例えば東京地裁平成22年2月9日判決(交民43・1・123)は、本事例と同じような事実関係において、被害者が、近くに住んでいた長男の家に手料理を持参したり、次男の家に手伝いに行くなど、自分の子供らとの交流があったことは認められるものの、長男宅には長男の妻が主婦として従事しており、被害者の家事労働は専ら自らの生活のために行われたとして、休業損害は否定しましたが、他方、逸失利益については、長男家族と同居して、家事を分担する等の就労の可能性があり、労働の意欲及び能力を有していたとして、賃金センサス女性労働者学歴計の該当年齢層(65歳以上)の平均年収の70%相当額を基礎収入として逸失利益を認めました。

実務家が陥りやすい 交通事故事件の落とし穴

編集 坂東総合法律事務所

案件処理の死角に 気づいていますか?



- ◆賠償責任の有無や損害の範囲、保険請求の可否など、交通事故事件を処理するにあたり実務家が誤認しがちな法律問題を取り上げています。
- ◆判断や対応の「誤認例」を示した上で、適切な対応を判例、文献等を明示して解説しています。

A5判・総頁304頁
本体価格3,600円+税 送料実費

0120-089-339 受付時間/8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



法令情報を配信!

電子書籍も 新日本法規WEBサイトで 発売!!

〈電子版〉
本体価格3,300円+税

パソコン iPhone/iPad Android 端末 でご利用いただけます。
iPhone/iPadはAppStoreより、Android端末はGoogle Playより専用ビューアアプリをダウンロードしてご利用ください。パソコン版は、電子書籍データのダウンロードではなく、直接サーバーにアクセスするストリーミング形式になりますので、閲覧時にはインターネットへの接続環境が必要です。



第1章 損害賠償責任

第1 自動車事故の責任

- 【1】盗まれた自動車で交通事故を起こされた場合、損害賠償義務を負担することはない？
- 【2】息子に車検証上の名義を貸しただけの父親は、息子が交通事故を発生させても損害賠償責任を負わない？
- 【3】自分の自動車を貸していた友人が無断で又貸しし、又借人が事故を起こした場合、自動車の所有者は常に自賠法上の損害賠償義務を免れない？
- 【4】認知症患者（責任無能力者）が事故を起こした場合、損害賠償義務は一切ない？
- 【5】仮眠のため夜間道路左側（駐車禁止場所）に自動車を駐車中に後方から他車に追突された場合、駐車中の運転手は自賠法3条の責任を負担しない？
- 【6】乗客が自動車から降車する際に転倒してケガをした場合にも運転手は賠償責任を免れない？
- 【7】父親の自動車を借りた子の代わりに運転していた友人が事故を起こした場合、子は友人又は父親に対して自賠法3条に基づく損害賠償を請求できる？
- 【8】追跡中のパトカーが逃走車両に追突した場合、パトカー運転者は逃走車両の運転者に対して損害賠償責任を負う？
- 【9】兄の運転ミスによる交通事故で、兄と同乗者の妹の双方が死亡した場合、兄妹の両親は兄の任意保険会社から、妹の損害賠償金を受け取ることができる？

第2 共同不法行為

- 【10】複数自動車に連続して轢過された場合、各自動車に対して別々に損害賠償請求をしなければならない？
- 【11】飲酒運転中に歩行者を轢いてしまった場合、自動車の同乗者は賠償義務を負わない？
- 【12】複数の加害者によって発生した交通事故被害者の過失割合は、加害者ごとに決定される？
- 【13】会社の従業員が業務中に交通事故を起

こし、自腹で損害賠償をした場合、従業員は会社に対し求償請求できない？

第3 消滅時効等

- 【14】交通事故から3年経っても症状固定に至らない場合、消滅時効の成立を阻止するために訴訟提起しなければならない？
- 【15】除斥期間経過前に損害賠償請求訴訟を提起すれば、除斥期間経過後でも請求金額を拡張できる？

第2章 損害算定

第1 積極損害

- 【16】交通事故によるケガの治療に健康保険を利用することはできない？
- 【17】低髄液圧症候群（脳脊髄液漏出症）は健康保険を利用して、治療を受けることはできない？
- 【18】交通事故により要介護になった後、事故と無関係の原因で死亡した場合、将来介護費用は平均余命まで認められる？

第2 消極損害

- 【19】被害者が収入の過少申告をしていた場合、加害者に対し、実際の収入に基づいて休業損害を請求することはできない？
- 【20】交通事故に遭ったため1年間仕事ができなかった個人事業主の代わりに息子が事業を行っていたので減収がなかった場合、個人事業主は休業損害を請求できない？

- 【21】交通事故に遭った専業主夫は、男性の平均賃金をベースに休業損害を請求できる？
- 【22】生活保護を受給中に交通事故に遭った場合、休業損害の請求は認められない？

第3 逸失利益等

- 【23】不法滞在者・不法就労者が交通事故で死亡した場合、逸失利益算定の基礎となる収入額は事故時の実収入額が採用される？

【24】交通事故に遭った無職の独居高齢女性は、逸失利益を請求できない？

【25】交通事故によって顔に傷跡が残ってしまった場合、男性には逸失利益が認められない？

【26】交通事故によって生じた全損害について定期金賠償を求めることができる？

第4 過失相殺等

【27】飲酒運転の自動車に同乗中、運転者の不注意で事故が発生し、同乗者がケガを負った場合、同乗者に不注意はないから過失相殺されない？

【28】路上に寝ていた者が自動車に轢かれた場合、事故の過失割合は自動車運転者の方が重い？

【29】交通事故の相手が救急車の場合、一般車両に適用される通常の過失割合を修正すべき？

【30】優先道路の走行車両に道を譲られた非優先道路の車両が優先道路上の別車両に衝突した場合、道を譲った車両に損害賠償義務はある？

【31】道路誘導員の指示に従っていれば、事故を起こしても過失はない？

【32】被害者が事故から数年後に自殺した場合、遺族は死亡損害について加害者に請求できない？

第5 損益相殺等

【33】人身傷害保険金を受領した被害者が加害者に対して損害賠償請求訴訟を提起した場合、受領済みの人身傷害保険金は全額控除される？

【34】交通事故の被害者が労災保険から支払を受けた場合、自賠責保険と同様に遅延損害金から優先的に充当される？

【35】交通事故による損害賠償の遅延損害金も、法定重利により、元本に組み入れられる？

第3章 交通事故と保険

第1 自賠責保険

【36】被害者請求により受領した自賠責

保険金は損害の元本に充当される？

【37】裁判所を通じて自賠責保険の被害者請求・加害者請求をする場合でも、常に自賠責保険の支払基準が適用される？

【38】自賠責保険の「適用除外車」（構内自動車等）に轢かれた場合、車の任意保険会社に対して自賠責保険金相当額を請求することはできない？

【39】ひき逃げされて加害者が見つからない場合、自賠責保険金等を受け取ることができない？

【40】交通事故で後遺障害が残っても、もともと障害があると自賠責保険金を受け取れない？

第2 任意保険

1 賠償責任保険

【41】道路で車両火災を発生させてしまい、道路法に基づく原因者負担金の支払義務を負った場合も、自動車保険の対物賠償責任保険金が支払われる？

【42】自動車運転中に急病で心神喪失状態に陥り、交通事故を起こした場合、被害者は、運転者加入の自動車保険会社に対して保険金請求しても保険金を受領できない？

【43】相手に傷害を負わせる意図で交通事故を起こしたが、相手が死亡してしまっても、損害賠償保険金は支払われる？

2 人身傷害保険

【44】歩行者が車両に轢かれてけがをした場合、加害者からの賠償を待つこと以外に損害の填補を受ける方法はない？

【45】交通事故加害者からの示談金受領と、自分が加入している自動車保険からの人身傷害保険金受領、どちらを先に行っても最終的な受領金額は変わらない？

【46】交通事故の相手方の保険会社から人身傷害保険金の求償請求を受けた場合、相手方に過失があっても全額の求償に応じなければならない？

【47】人身傷害保険金を支払った保険会社が代位取得する損害賠償請求権の消滅時効の起算点は、保険金支払時になる？

【48】人身傷害保険金は、素因減額部分へ優先充当される？

【49】自損事故により運転者が死亡した場合、人身傷害保険金の分配は遺言や遺産分割の内容によって決まる？

【50】故意に起こされたことが疑われる交通事故について人身傷害保険金が請求された場合、保険会社は、故意を立証しない限り支払拒絶できない？

【51】介護車両から高齢者が降車する際、転倒して受傷した場合、人身傷害保険金は請求できない？

3 搭乗者傷害保険

【52】助手席に同乗していた者が、上半身を窓から車外に出していたところ、運転者の不注意で電柱に衝突し、同乗者が車外に投げ出され大ケガをした場合、搭乗者傷害金は支払われる？

【53】中央分離帯に自動車を衝突させた運転手が、路肩付近へと避難中に後続車に轢かれた場合、「搭乗中」に轢かれていないから搭乗者傷害保険金の支払対象とならない？

4 無保険車傷害保険等

【54】無保険車傷害保険における弁護士費用、遅延損害金の起算点、利率は、加害者に対する損害賠償請求と同じ？

【55】友人の車で事故を起こした場合、当該車の保険ではなく自分の自動車保険を常に優先して使うことができる？

5 他車運転特約

【56】息子に自動車の運転を許可していたところ、知らない間に息子が友人に自動車を使わせ、交通事故が発生してしまった。友人は、自らが加入している自動車保険の他車運転特約を利用して、被害者に賠償することができる？

【57】借用中の自動車運転中の事故であれば、マイカーの自動車保険の他車運転危険担保特約を使える？

【58】他人所有の未登録の自動車に自分が加入していた自動車保険の他車運転特約は使える？

6 車両保険

【59】盗難による車両保険金を請求するとき、被保険者が「故意でないこと」を立証しなければならない？

【60】飛び石や砂塵により数百箇所に車両損害が生じた場合、その全ての損傷について車両保険金を請求することができる？

【61】二日酔いの状態で運転中に交通事故を起こしてしまい自動車が大破した。体内に残留していたアルコール濃度は刑事罰の対象にならない程度に低かったため、車両保険金は請求できる？

【62】処方された睡眠薬を服用して自動車を運転中に自損事故を起こした場合、車両保険金は払ってもらえる？

7 弁護士費用特約

【63】弁護士費用特約の限度額以内の金額であれば、自分が委任した弁護士の費用は全て保険で賄える？

【64】加害者側から受領した損害賠償金の内訳に弁護士費用500万円が含まれていたが、更に弁護士費用特約を利用して弁護士費用相当額の保険金を請求できる？

8 その他

【65】出来心で保険金の不正請求をしてしまった場合、保険会社が行った調査に関する費用相当額の損害については賠償しないでよい？

索引

判例年次索引

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

新日本法規出版株式会社

本社 東京都千代田区千代田1-1-1
 総務本部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
 東京本社 〒162-8407 東京都新宿区山谷砂土原町2丁目6番地

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
 仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
 東京支社 〒162-8407 東京都新宿区山谷砂土原町2丁目6番地
 関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
 名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
 広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
 高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
 福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
 (2020.6)51001341

掲載内容

はじめに 交通事故に起因する損害の算定

第1章 積極損害の主張

1 治療費

- 1 治療費
- 2 柔道整復、鍼灸、マッサージ費用など
- 3 特別室料(個室料)
- 4 症状固定後の治療費・将来治療費

2 付添看護費

- 5 入院付添費
- 6 自宅付添費
- 7 将来付添費(将来介護費用)

3 交通費

- 8 通院交通費
- 9 通勤・通学交通費

4 その他費用

- 10 雑費
- 11 装具費
- 12 家屋・自動車改造費
- 13 葬祭費(葬儀関係費用)
- 14 成年後見費用
- 15 文書料、私的鑑定費用等と弁護士費用

第2章 消極損害の主張

事例にみる 交通事故損害 主張のポイント

1 休業損害

- 16 休業損害の算定方法
- 17 給与所得者の場合
- 18 会社役員の場合
- 19 事業所得者(個人事業主)の場合
- 20 家事従事者の場合
- 21 生徒・学生の場合
- 22 無職者の場合
- 23 企業損害(間接損害)

2 後遺症逸失利益

- 24 後遺症逸失利益の算定方法
- 25 幼児・学生、若年労働者等の基礎収入
- 26 退職金差額
- 27 事故後収入の減少がない場合
- 28 労働能力喪失率
- 29 職業による労働能力喪失期間の認定
- 30 既存障害がある場合
- 31 局部神経症状の場合
- 32 高次脳機能障害の場合
- 33 PTSD・RSD(CRPS)、低髄液圧症候群の場合
- 34 外貌醜状の場合
- 35 変形障害、歯牙障害等の場合

3 死亡逸失利益

- 36 死亡逸失利益の算定方法
- 37 生活費控除率
- 38 年金逸失利益
- 39 扶養利益喪失損害

第3章 慰謝料の主張

- 40 傷害(入院)慰謝料
- 41 後遺症慰謝料
- 42 死亡慰謝料
- 43 悪質事故等での増額
- 44 逸失利益等が認定できない場合の慰謝料での斟酌

第4章 物損の主張

- 45 修理費
- 46 経済的全損
- 47 買替諸費用等
- 48 評価損
- 49 代車料
- 50 休車損害

第5章 その他

- 51 損益相殺等
- 52 過失相殺
- 53 涉外(被害者が外国人の場合)

索引

判例年次索引

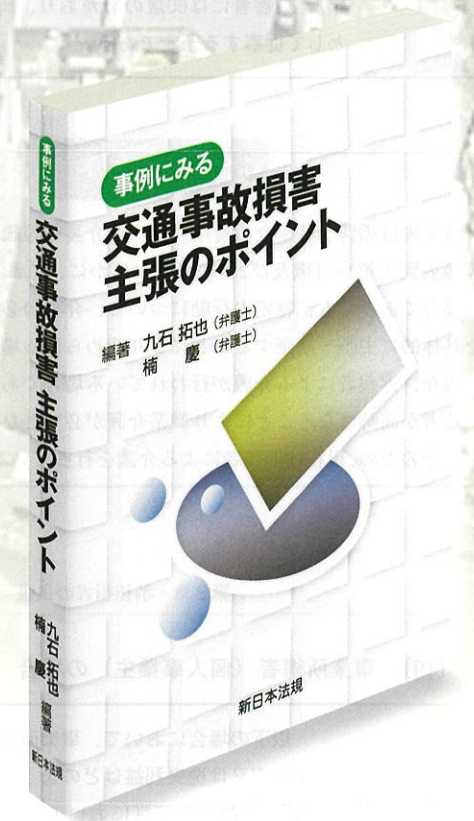
内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

事例にみる 交通事故損害 主張のポイント

編著 九石 拓也(弁護士)
楠 慶(弁護士)



交通事故損害を
認めてもらうために!



◆ 損害の種類ごとに、損害発生と損害額を主張・立証するためのポイントを解説しています。

◆ 立証の際に必要な証拠資料や参考となる資料を表形式で掲げ、適宜様式・書式を掲載しています。

◆ 交通事故事件に精通した弁護士が、豊富な経験を踏まえて執筆しています。

A5判・総頁322頁
本体価格3,900円+税 送料実費

webショップ
新日本法規 Web で 検索
http://www.sn-hoki.co.jp/shop/

0120-089-339
受付時間/8:30~17:00(土・日・祝日を除く)
E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

新日本法規出版株式会社

本社 総務部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2019.4)51000501

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆インキ」を使用しています。

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版

公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



[7] 将来の付添費（将来介護費用）

事例 独身である被害者（男性）は、29歳時に交通事故に遭い、30歳になって症状固定し、脊髄損傷による四肢麻痺等（別表第1の1級1号）と認定された（平均余命51年）。被害者には60歳の母がおり、母が自宅で介護者として従事する予定である。

主張のポイント

将来の付添費（将来介護費用）は、要介護の等級である後遺障害別等級表別表第1の1級及び2級の場合のほか、これら以外の後遺障害の場合であっても、特定の行動について、介護の必要性があること等を具体的に主張・立証することにより認められる場合があります。

現在、近親者による介護が行われている場合であっても、将来介護する者が高齢になることにより職業介護が必要となる場合もあり得ます。そのため、現在は近親者による介護を行っている場合であっても、

[19] 事業所得者（個人事業主）の場合

以下の場合において、事業所得者である被害者の休業損害又は逸失利益はどのように算定されるか。

- 事例**
- (1) 事故の前年度において、被害者が営む事業の収益が赤字であった場合
 - (2) 被害者が、事故の前年度の確定申告において、税務対策のために過少申告を行っていた場合
 - (3) 被害者が、妻・長男夫婦とともに青果商を営んでいた場合
 - (4) 事故により長期にわたり完全休業せざるを得なかった被害者が、休業中、家賃やリース代等固定経費を支出した場合

主張のポイント

事業所得者とは、個人事業主、自営業者、自由業者等自らの経済活動により収益を得ている者で個人名で事業を営んでいる者をいいます。

[32] 高次脳機能障害の場合

事例 交通事故の被害者が、頭部に外傷を受け、直後に意識障害が生じた。その後、認知障害や人格変化等の症状が認められる場合に、高次脳機能障害に該当するか否かやその程度はどのように判断されるか。

主張のポイント

脳外傷による高次脳機能障害は、主に、①画像所見の有無とその内容、②頭部外傷後の意識障害の有無とその程度、③高次脳機能障害に特徴的な認知障害、行動障害、人格変化等の精神症状の有無とその内容、との観点から、主張・立証を行うことが重要です。主に、①と②で高次脳機能障害発生の有無が判断され、③で障害の程度が判断される傾向があります。

1 高次脳機能障害

(1) 定義

脳外傷による高次脳機能障害とは、事故により脳外傷が発生した被

ごし方の状況、学校での状況、職場での状況等）を詳細に記した陳述書や報告書を、家族、教師、同僚等の関係者に作成してもらい、提出することも考えられます。

証拠資料

2 画像所見の有無とその内容についての資料

【例示】CTやMRI（T2強調画像、T2*強調画像、FLAIR）等の脳画像、これらの画像検査の所見が記載されたカルテや診断書、SPECT検査やPET検査の結果が記載されたカルテ等

3 頭部外傷後の意識障害の有無とその程度についての資料

【例示】JCSやGCSの数値が記載されたカルテ、診断書、「頭部外傷後の意識障害についての所見」等

[43] 悪質事故等での増額

事例 渋滞のため減速して走行していた被害車両に、加害者が相当程度酔っ払った状態で運転する大型貨物自動車が増額される。この事故により被害車両は炎上し、同乗していた幼児2人が両親の目の前で焼死したが、加害者は事故直後に「まーえーじゃないか」と述べるなど極めて悪質な態度をとり、その後も責任転嫁、自己弁護の供述を行うなどした。

主張のポイント

加害者の過失が重大であったり事故態様が悪質であったりする場合、また加害者の事故後の態度が著しく不誠実な場合には、慰謝料が基準額よりも増額されることがあります。

そのため、個別具体的な事案における重大性、悪質性、著しく不相当な対応といった事情を主張・立証する必要があります。

[49] 代車料

事例 被害者は、自家用車で通勤中に交通事故に遭い、通勤のため翌日から代車を利用したが、同一車種の空きがなく、別の車種を借りることになった。被害者は、修理するか経済的全損として買い替えるかについて検討し、実際に修理に出したのは事故から1か月後となったことから、修理に要した2週間と合わせ、事故から1か月と2週間の間、代車を利用した。

ちなみに、被害者は公共交通機関による通勤も物理的には可能であったが、その場合は通勤時間が倍になった。また、被害者の家庭では妻が別の軽自動車を所有していた。

主張のポイント

代車料については、代車利用の必要性があり、現実的に代車を利用し代車料を支出した場合に、被害車両と相応する車種の代車料が、修理又は買替えに要する相当期間分について、相場として認められます。